

資料 6

平成18年5月12日

ポジティプリスト制度導入に伴う対応

栗っこ農業協同組合

1. ポジティプリスト制度の周知

2. 生産者への周知

①広報誌「栗えいしょん」2006年3月

②チラシ「売れる米づくり」シリーズ 18年4月

※ 県のチラシ

※ 栗原市農業振興協議会 18. 3. 15

3. 栗っこホームページによる制度の周知

4. 講演会

①「ポジティプリスト制と農薬の飛散低減対策について」18. 2. 1

②栗原米グレードアップGOGO運動推進大会 18. 3. 23

③「ポジティプリスト制の概要と農薬飛散防止について」の内部研修

営農指導担当者会議 H. 18. 5. 11

畜産 ハウス H. 18. 5. 19

全職員研修 H. 18. 5. 25

5. 対策

「JA 栗っこ食料安全・安心推進委員会」を核として、取り扱うすべての農産物生産履歴記帳の実践を基本とし、履歴チェック体制の徹底

- ・農薬の適正使用の励行
- ・各部会等への周知
- ・水稻育苗ハウスの後作利用への指導

6. 課題

- ・法律で定められた3年の期限では、物理的に不可能ではないか。

- ・ドリフト（飛散）問題

農薬散布は、これまで以上に注意が必要であり、狭い農地で多様な作物を栽培しているなかで、隣接地等で使用した農薬の移染による基準違反の可能性があり、結果として、法律違反となって報道され、流通禁止、など、及び風評被害へつながるのではないか。

農薬の残留規制が変わります！

平成15年5月に食品衛生法の一部が改正され、平成18年5月末からポジティブリスト制が導入されることになりました。

ポジティブリスト制とは・・・

基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度
「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

本制度の導入によりあらゆる農産物に対して、すべての農薬の残留基準値が設定されます。

これからは・・・それぞれの農作物に対して農薬ごとに残留の基準値が決められ、それ以上の農薬が残留する農産物・加工食品の流通が原則禁止されます。
これまででは・・・農薬の残留基準値が設定されているもののみが規制の対象であり、残留基準値の設定されていない農薬が残留しても規制されませんでした。

基準値は農産物・農薬（成分）により異なります。本制度の導入によりこれまで残留基準値のなかった農薬には国際基準等を参考に暫定基準が定められるか、暫定基準のないものについては、一律基準の0.01ppmが採用される予定です。（参考）1ppm=0.0001%

例外

- 本制度の対象
とならないもの
- ・特定農薬（重曹・食酢・天敵）
 - ・食品添加物（レシチン、オレイン酸等）

ポジティブリスト制度導入後の残留基準値のイメージ

現行制度

	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm	0.5ppm	0.3ppm
小麦	0.5ppm	0.8ppm	
みかん	0.3ppm		1.5ppm
茶			
きゅうり	0.8ppm	1.0ppm	

空欄部分は残留の基準値がなかったため規制の対象とならなかった

ポジティブリスト制度導入後

	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm	0.5ppm	0.3ppm
小麦	0.5ppm	0.8ppm	暫定基準
みかん	0.3ppm	暫定基準	1.5ppm
茶	暫定基準	暫定基準	暫定基準
きゅうり	0.8ppm	1.0ppm	暫定基準

すべての農産物・農薬に基準値が設定され、すべてが規制の対象となる

規制対象：農産物・加工品（加工品で基準値を超えた場合は原材料まで遡って検査する）

基準値を超える残留が確認された場合

食品衛生法に基づき、違反品が流通しないように回収等の措置が講じられます。

さらに、農薬取締法（農薬の使用の規制）に基づき、原因究明のため農薬使用状況調査を行います。



ボジティブリスト制導入後の注意点

農薬散布時に散布対象外作物へ飛散（ドリフト）したことなどにより、農産物から生産履歴がない農薬が検出されるおそれがあります。

検出されやすい条件

要 素	主なポイント
作物の種類・形態	食用部分に直接かかる、作物の重量が軽い
ほ場の位置	散布ほ場に近い、風下20m、スピーダーブレーカーでは風下50m付近までは要注意
散布タイミング	収穫時期が近い、少なくとも収穫前1週間程度は要注意
農薬のタイプ等	有効成分の濃度が高い、散布量が多い、残留の基準値が低い

日本植物防疫協会技術資料より

◎飛散を低減するためには・・・

- ・風向に注意し、風の少ない時間帯（早朝・夕方）に散布する。
- ・農薬散布することを事前に周辺ほ場主に知らせる等の連携を図る。
- ・近接作物との境界に障壁となる作物を植える。
- ・他作物との境界となる作物の外周部分は出荷をひかえる。
- ・近接作物と共通の農薬登録のある薬剤を選定し散布する。
- ・飛散しにくい農薬の剤型（育苗箱処理剤、DL粉剤、粒剤等）を選択する。
- ・また、生物農薬、性フェロモン剤の利用を検討する。
- ・効果が高い農薬を使用し散布回数・散布量を減らす。
- ・アースブレーカーやスピーダーブレーカーの噴霧方向の適正な制御及び散布量の調節を行う。
- ・網目の細かいネットやシート等により障壁を設置する。
- ・ドリフト低減型ノズルを利用する。
- ・航空防除や無人ヘリ防除においては飛行高度・飛行速度・風速を守る。

農薬の飛散状況は感水紙の水滴付着状況で確認できます。

◎その他の対策

- ・水稻用薬剤が使用される時期の水路の水は畑地での利用を控える。
- ・過去に土壤残留性の高い農薬を使用したほ場では作付けを控える。
- ・散布器具の十分な洗浄を行い、洗浄水は適正に処分する。

◆農薬の使用については、これまでと同様で「農薬使用基準（農薬の容器に記載

されている使用方法）」を遵守してください。

◆これまで以上に農薬散布時の対象外作物への飛散（ドリフト）防止対策を行ってください。

問い合わせ先

担当 内 容	名 称・住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
本資料に関すること	宮城県産業経済部食産業・商業振興課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2815	022(211)2819
農薬の散布技術に関すること	宮城県農業経済部農業振興課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2837	022(211)2839
食品衛生法に関すること	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2643	022(211)2698
農薬の使用・防除に関すること 下記のホームページでも本制度について紹介しています。 http://www.pref.miyagi.jp/byogai/noyakukanren/poji.htm	宮城県病害虫防除所 仙台市青葉区南宮町4丁目17	022(275)8960	022(276)0429



この印刷物は8,000部作成し1部当たり6円です。

